

駐車場の賃借助成金

重度の障害によって公共交通機関等での通勤が困難な従業員の自動車通勤を認め、駐車場を賃借しなければならない事業主を支援する助成金です。

その目的から駐車場の賃借で発生する費用全額を支給対象の従業員から徴収している事業主は、この助成金に申請できません。

支給額は、以下の通りです。

(1) 助成率、支給限度額等

イ 助成金の支給額は、上記 4 の支給対象費用の額に次表の助成率を乗じて得た額（1 円未満切捨て）、または次表の支給限度額のいずれか低い額です（同一の支給対象障害者が使用するために複数の駐車場を賃借した場合でも、支給限度額は 1 人月 5 万円です）。

助成率	支給限度額	支給期間
3 / 4	対象障害者 1 人につき月 5 万円	10 年

出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「重度障害者等通勤対策助成金」